

（短期退職時の手数料の返済義務）

採用決定者が、入社辞退や自己都合により又は就業規則違反等の丙の責に帰すべき事由により、6か月以内に退職した場合、または本人の責に帰する事由により解雇された場合、乙は、甲に対し、次の基準で本件報酬を返還するものとする。但し、「甲」の採用決定者（求職者）に対する対応が、各種労働関連法令に違反し、それを理由に採用決定者（求職者）が一身上の都合にて退職した場合には、「乙」は「甲」に紹介手数料を返還しないこととする。また、採用決定者に対する労働条件が本件雇用契約の内容と著しく異なることに起因する退職の場合はこの限りではない。また、丙が、上記等の理由以外で専ら甲の都合により退職をすることとなった場合にも、紹介手数料の返戻は、行なわないものとする。

入社後 3 か月未満の場合：本件報酬の 3 分の 1

入社後 3 か月以上 6 か月未満の場合：本件報酬の 5 分の 1

入社後 6 か月以上：返還額なし

（紹介手数料の返還の時期）

乙は甲に次の通り紹介手数料を採用決定者の退職日 30 日以内に、甲が指定した銀行口座へ振り込む方法により返還するものとする。